

令和5年10月2日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

制限外^{けん}牽引許可事務取扱要領の改正について

制限外^{けん}牽引の許可事務については、制限外^{けん}牽引許可事務取扱要領（平成31年2月26日付け通達乙交規第312号別添）に基づき実施してきたところであるが、この度、同要領の一部を改め、令和5年10月2日から実施することとした。その改正の主たる内容は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、制限外^{けん}牽引許可事務取扱要領の改正について（平成31年2月26日付け通達乙交規第312号）は、令和5年10月1日限り、廃止する。

記

1 改正の主たる内容

制限外^{けん}牽引許可にかかる標準処理期間を10日から20日へ変更したことから、本要領にある標準処理期間の文章を修正した。

本件担当

交通規制課

許可指導係（5181～5183）

別添

制限外^{けん}牽引許可事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第59条第2項ただし書の規定による公安委員会の許可（以下「制限外^{けん}牽引許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 許可の単位、期間及び地域的効力

1 許可の単位

制限外^{けん}牽引許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物等を運搬する場合で、車両、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

2 許可の期間

制限外^{けん}牽引許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

3 申請手続の特例

同一の運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、1及び2にかかわらず、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における制限外^{けん}牽引許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一の車両であること。
- (2) 同一品目の貨物を、同一の方法で積載し運行すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

4 許可の地域的効力

法第56条又は第57条第3項に基づく制限外許可とは異なり、制限外^{けん}牽引許可の地域的効力は一の都道府県公安委員会の管轄区域内に限定され、他都道府県の管轄区域には及ばない。

第3 許可申請者

制限外^{けん}牽引許可を申請する者（以下「申請者」という。）は、許可申請に係る車両（以下「申請車両」という。）の運転者とする。

なお、申請車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書（道

路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第五）の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所、氏名並びに免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。ここでいう車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同乗又は乗り継ぎの交替運転者がある場合、同一の車両について申請に係る運転期間内で運転者が交替する場合等である。

第4 許可申請の受理

- 1 許可申請は、茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）別表第1の規定により、申請車両の出発地（出発地が他の都道府県である場合には、最初に当県に入県することとなる場所）を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が受理するものとする。

なお、申請者の住所が遠隔の都道府県であるなどのやむを得ない事情がある場合には、郵送等による申請も受理する。

- 2 署長は、規則第8条の5第1項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請書に受付印を押印し、制限外牽引許可申請受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載する。
- 3 2の申請を受理した署長は、申請を審査するために必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他制限外牽引許可^{けん}の審査に必要な書類を添付するよう申請者に求めることができる。
- 4 申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがある場合又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、必要な補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否するものとする。
- 5 制限外牽引許可^{けん}の標準処理期間は20日（休日を除く。）とされているところ、運転経路が複数の警察署の管轄区域にまたがるときは、この期間内に処理できない場合もあることから、許可証の交付までに要する期間については、申請を受理した署長が申請者と所要の調整を行う。

第5 上申

許可申請を受理した署長は、制限外牽引許可の上申について（別記様式第2号）に申請書及び関係書類を添えて、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」とい

う。)を經由して速やかに上申する。

第6 審査基準

制限外^{けん}牽引許可の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

1 車両の構造に関する基準

許可に係る車両が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 当該許可に基づく^{けん}牽引行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

2 道路交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

第7 審査方法

第4の申請を受理した署長から上申を受けた交通規制課長は、車両の構造、積載物及びその積載状態、道路交通の状況等について、運転経路図及び図面、写真その他の資料により確認する方法等により審査するものとする。

第8 許可の条件及び指導事項

1 許可の条件

法第59条第2項ただし書の規定により、公安委員会は道路を指定し、又は時間を限って許可をすることとされていることから、道路の指定及び時間の指定の双方又はいずれか一方を条件とする。

なお、法の規定上、これ以外の条件は付することができない。

2 指導事項

- (1) 次に掲げるものについては、許可に当たっての指導事項とする。

車両の前面の見やすい箇所に許可証を掲示すること。

- (2) (1)に掲げるもののほか、次に掲げるものについて、必要に応じ、許可に当たっての指導事項とすることができる。

ア 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項

イ ^{けん}牽引の方法等について必要と認める事項

ウ その他道路における危険を防止するために必要と認める事項

第9 許可証の作成、交付等

1 許可証の作成

交通規制課長は、審査の結果、許可が適当と認めたときは、次により許可証を作成し、制限外^{けん}牽引許可証の送付について（別記様式第3号）に許可証を添えて、速やかに署長に送付する。

- (1) 許可証は、申請書の「制限外^{けん}牽引許可証」欄への記載及び茨城県公安委員会印（甲型）の押印により作成する。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証と別紙を茨城県公安委員会印（甲型）で契印する。

2 許可証の交付

署長は、送付を受けた許可証を、次により交付する。

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証を交付したときは、受理簿に交付年月日等必要事項を記載するとともに、交付者が「交付者」欄に署名又は押印をし、処理のてん末を明らかにする。

3 教示

許可には条件が付されることから、申請者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載した書面を必ず交付する。

第10 他都道府県との関係

1 原則

複数の都道府県の区域にわたる制限外^{けん}牽引許可の申請について相談等があったときは、当該者に対して、関係都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対する個別の許可申請を要することを教示するとともに、当該許可申請に係る関係都道府県警察（以下「関係警察」という。）の担当窓口を教示し、それぞれに申請するように教示する。

2 例外

制限外^{けん}牽引許可については、その積載物が新幹線車両、発電所の変圧器等の長大なものであることから、特別な車両等が必要とされるため、当該許可の申請

者は、全国的な営業基盤（支店、営業所等）を有するような大手事業者であることがほとんどであるところ、このような事業者以外の者にとっては、関係公安委員会へ直接申請させることは、多大な事務負担を強いることとなる。したがって、このような場合には郵送等による関係警察への申請の教示を行うとともに、関係警察との調整を行い、いずれかの警察が関係公安委員会の許可証を一括交付する取扱いも考慮する。

第11 その他

1 管理

交通規制課長は、制限外^{けん}牽引許可管理簿（別記様式第4号）を備え付け、許可の状況を把握しておく。

2 文書等保存期間

本業務に係る文書等保存期間については、暦年管理で1年とする。

[illegible]

別記様式第2号

事務連絡

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

(交通部交通規制課経由)

警察署長

制限外牽引許可の上申について

見出しの件について、別添のとおり制限外^{けん}牽引の許可申請書を受理し、許可相当と認められることから、関係書類を添えて上申する。

別記様式第3号

事 務 連 絡

年 月 日

警察署長 殿

交通部交通規制課長

^{けん}
制限外牽引許可証の送付について

貴署から上申があつた制限外牽引^{けん}の許可に関し、別添のとおり許可証を送付します。

別記様式第4号

制限外牽引許可管理簿

[illegible]